

～手話を始めてみませんか？～
『手話サークル友』初心者 大歓迎！気軽に参加できます！



手話サークル友は約20年前に結成され、15人のメンバーで活動されています。サークルでは、和やかな雰囲気、耳が聞こえる人も聞こえない人も一緒に手話を学びながら交流を深め、耳が聞こえないことで困ることや聞こえない人の文化なども学んでいます。聴覚障害者との意思疎通の手段として、筆談なら普通に通じると思いがちですが、筆談では断片的にしか意思が伝わらないこともあります。手話がスラスラとできなくても「こんにちは」や「ありがとう」と手話で伝えることができたら、誰もが安心してくらせるやさしいまちづくりへの第一歩となります。また、自身の世界が広がるかもしれません。ぜひ、一度サークルに足を運んでみてください。何度か見学してからの入会も可能です。

手話サークル友のご案内
毎週木曜日（第5週を除く）
19:30～21:00
くまの・みらい交流館
くまの・みらい交流館
☎854-1673

熊野町健康まつり
～手話を知ろうコーナーのご案内～
「健康まつり」会場内において、手話を知ろうコーナーを開設します。
時 3月7日（土）
①11:00～、②13:30～
町民会館

手話講座のご案内（事前予約）
手話に興味を持ってもらうことを目的にした初心者向け講座です。
時 3月28日（土）
10:00～12:00
中央地域健康センター（町民会館よこ）
熊野町社会福祉協議会
☎854-1673

熊野町では、「熊野町のちをつなぐ手話言語条例」を制定しました。

手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語です。ろう者を含むすべての町民が「お互いに尊重し合いながら、だれもが、自立し健やかに暮らせるやさしいまちづくり」を目指すため、来月号から「この手話を覚えよう」コーナーを掲載します。ぜひ、一緒に覚えていきましょう。今月の表紙では、「友」を表した手話を掲載しています。（民生課）

国民年金の任意加入制度について

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどから、保険料の納付済期間が40年に満たない場合、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、年金を満額に近づけることができます。なお、老齢基礎年金を受け取るには、原則として10年以上の納付済期間・免除期間などが必要です。この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができません。

また、海外に在住する日本国籍の人も国民年金に任意加入することができません。

いずれも、さかのぼっての加入はできませんので、ご注意ください。
熊野町国民年金事務所 ☎253・7710、住民課保険年金グループ ☎820・5604

年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください

年金事務所での年金相談やお手続きの際には、予約をすることが出来ます。

相談内容に合わせて事前準備をしますので、スムーズにお手続き・ご相談できます。相談希望日の一カ月前から受付可能です。ご連絡の際には年金手帳や年金証書など、基礎年金番号がわかるものをご準備ください。

▽受付時間：月曜日～金曜日（平日）午前8時半～午後5時15分
☎予約受付専用電話 ☎0570・05・4890
熊野町国民年金事務所 ☎253・7710

マイナンバーカードに関する手続きのための夜間・休日開庁について

マイナンバーカードの交付、申請、更新および電子証明書の更新、マイキーID設定支援のため、夜間・休日に開庁します。電子証明書の更新には10

分程度お時間がかかります。曜日、時間帯によっては、長時間お待ちいただくこともあります。これまで平日に来庁することができなかった人は、ぜひ、この機会をご利用ください。

福祉タクシー乗車券の交付について
重度障害者（児）の社会活動を支援するため、令和2年度分の福祉タクシー乗車券（500円・30枚つづり）を3月24日（火）から交付します。

▽身体障害者手帳（1級・2級）、療育手帳（A・A）、精神障害者保健福祉手帳（1級）
▽手続き方法：身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を民生課にご持参ください。

※平成31年度分の乗車券（水色）は、4月1日以降は使用できませんので民生課に返還してください。
熊野町民生課 ☎820・5635

戦没者等の遺族の皆さんへ
第11回特別弔慰金の申請を4月1日から受け付けます
戦没者などの死亡当時の遺族で、今年4月1日において恩給法による公務扶助料や遺族年金などの受取人（戦没者などの妻や父母）

がいない場合に、戦没者の死亡時に生まれていた遺族で、次の順番による優先順位が1人が請求することになります。なお、日本国籍喪失、戦没者との親族関係が終了（離縁）している人は対象になりません。

▽支給順位：
①弔慰金の受給権者
②戦没者などの子
③戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどにより、順位が入れ替わります）
④上記①から③以外の戦没者などの三親等内の親族（甥、姪など）で、戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人

▼支給内容：額面25万円
5年償還の記名国債
▼請求期間：令和5年3月31日まで
熊野町民生課 ☎820・5635